

平成28年 9 月 1 日

告示第167号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産業を担う中小企業者における人材育成を図るため、当該中小企業者の従業員（事業主を含む。）が受講した専門研修、技能講習、安全衛生教育及び特別教育（以下「研修等」という。）の経費に対し、大竹市中小企業人材育成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であつて事業を営むもの。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を置き、事業実態があること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 次に掲げるいずれかの形態で大企業者が経営に参画していないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している。

イ 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業者が所有している。

ウ 大企業者の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている。

- (4) 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団

員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、中小企業者の従業員が、次に掲げる研修等を受講し、当該研修等を修了した場合の受講料及び教材費とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校広島校が実施する研修
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条に規定する登録教習機関が実施する別表に定める対象技能講習、安全衛生教育及び特別教育

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は助成金の交付対象外とする。

- (1) 大竹市内の事業所に勤務していない従業員又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他中小企業者が直接雇用していない従業員が受講した場合
- (2) 国、県又は民間機関等による同一の研修等に係る助成金等を受けている場合
(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 助成金は、1助成対象者当たり、1年度につき200,000円を限度とし、当該限度額を超えるまで何度でも申請できるものとする。

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、大竹市中小企業人材育成事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 技能講習修了証の写しその他研修等を修了したことを証明するもの（以下「技能講習修了証等」という。）
- (2) 受講内容及び助成金額計算書（様式第2号）
- (3) 研修等の受講料及び教材費に係る領収書の写し
- (4) 大竹市中小企業人材育成事業助成金申告書（様式第3号）
- (5) 市税等の納税状況の確認に係る承諾書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の時期)

第7条 助成金の交付申請は、技能講習修了証等が交付された日の属する年度の3月末日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(受付停止)

第8条 市長は、助成金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請を受け付けないことができる。

(交付決定)

第9条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付要件に適合し、かつ、助成金の申請額が適切であると認めるときは、助成金の交付を決定し、大竹市中小企業人材育成事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者の申請書兼請求書に記載された口座に助成金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査において、助成金の交付要件に適合しないとき又は助成金の申請額に誤りがあるときは、助成金の不交付を決定し、大竹市中小企業人材育成事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の定めに違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿等の保管)

第11条 助成を受けた者は、事業に係る経費について収支の事実を明らかにした帳簿及び書類等を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(事務の委託)

第12条 市長は、この要綱で定める助成金を申請する助成対象者の募集及び申請書兼請求書の受付に係る事務を大竹商工会議所に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に修了する技能講習等から適用する。

附 則 (平成30年2月21日告示第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月21日告示第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月11日告示第130号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年3月27日告示第43号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第39号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請及び請求をしたものから適用し、同日前に交付申請及び請求をしたものは、なお、従前の例による。

別表（第4条関係）

対象技能講習、安全衛生教育及び特別教育	
(1)	木材加工用機械作業主任者技能講習
(2)	プレス機械作業主任者技能講習
(3)	乾燥設備作業主任者技能講習
(4)	コンクリート破砕器作業主任者技能講習
(5)	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
(6)	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
(7)	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
(8)	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
(9)	足場の組立て等作業主任者技能講習
(10)	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
(11)	鋼橋架設等作業主任者技能講習
(12)	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
(13)	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
(14)	採石のための掘削作業主任者技能講習
(15)	はい作業主任者技能講習
(16)	船内荷役作業主任者技能講習
(17)	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
(18)	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
(19)	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
(20)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
(21)	鉛作業主任者技能講習
(22)	有機溶剤作業主任者技能講習

- (23) 石綿作業主任者技能講習
- (24) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- (25) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- (26) 床上操作式クレーン運転技能講習
- (27) 小型移動式クレーン運転技能講習
- (28) ガス溶接技能講習
- (29) フォークリフト運転技能講習
- (30) ショベルローダー等運転技能講習
- (31) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- (32) 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- (33) 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- (34) 不整地運搬車運転技能講習
- (35) 高所作業車運転技能講習
- (36) 玉掛け技能講習
- (37) ボイラー取扱技能講習
- (38) 安全衛生推進者養成講習
- (39) 衛生推進者養成講習
- (40) 安全管理者選任時研修
- (41) 職長等教育
- (42) 職長・安全衛生責任者教育
- (43) 化学物質管理者講習
- (44) 保護具着用管理責任者教育
- (45) テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

大竹市長 様

（事業者） 〒 ー
住 所
会社名等
代 表 者
電話番号

大竹市中小企業人材育成事業助成金交付申請書兼請求書

大竹市中小企業人材育成事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり助成金の交付申請を行い、次の助成金申請額が交付決定されたときは、交付決定日をもって請求します。

- 1 助成金申請額 金 _____ 円（※一助成対象者あたりの助成金上限額：20 万円）
- 2 同一年度内において既に助成金の交付を受けている額 金 _____ 円
- 3 添付書類（※次の①から⑤及び必要に応じて⑥の書類が必要です。）
- ①技能講習修了証等の写し・②受講内容及び助成金額計算書（様式第 2 号）・③受講料及び教材費に係る領収書等の写し・④大竹市中小企業人材育成事業助成金申告書（様式第 3 号）・⑤市税等の納税状況の確認に係る承諾書・⑥その他市長が必要と認める書類（指示があった場合）

【振込口座】

（フリガナ）							（フリガナ）	
金融機関名							支店名	
預金種別	☐ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座 （該当項目に「レ」印を記入）							
口座番号 （銀行・右づめ）								
（フリガナ）								
本人口座名義								

※本人口座名義欄の名字と名前の間は、1 マス空けてください。助成金の申請者、口座名義人及び領収書は、同一事業者名に限ります。

様式第2号（第6条関係）

受講内容及び助成金額計算書

研修等名	講習機関名	助成対象経費 受講料・教材費 単価（A）	助成金額 単価（B）	受講人数 （C）	助成金額 （B×C）
合 計					

※助成金額単価（B）：助成対象経費受講料・教材費単価（A）に補助率1/2を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。

大竹市中小企業人材育成事業助成金申告書

下記の「申請条件」及び「助成金対象要件」等を満たしている場合は、チェック欄に「○」を記入してください。

申請条件等	チェック
① 主たる事業所を大竹市内に置く中小企業者で、事業実態がある。	
② 市税を滞納していない。	
③ 次のいずれかに該当する形態で、大企業者が実質的に経営に参画していない。 (ア) 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している。 (イ) 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業者が所有している。 (ウ) 大企業者の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている。	
④ 暴力団等の反社会勢力と無関係である。	
⑤ 国、県又は民間機関等による同一の講習等に係る助成金等を受けおらず、今後も受ける予定はない。	
⑥ 研修等を受講した者は、直接雇用している従業員（事業主を含む。）であり、かつ、 大竹市内の事業所に勤務している従業員 である。	
⑦ 今後、市が実施する事業効果等のアンケート調査に協力できる。	
⑧ 申請書等に虚偽の内容があった場合は、交付された助成金を返還することに同意する。	

上記の事項に相違ありません。

年 月 日

(申告者)

事業者名

代表者名 _____

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

様

大 竹 市 長

大竹市中小企業人材育成事業助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請書兼請求書の提出のあった大竹市中小企業人材育成事業助成金については、次のとおり交付することに決定したので、大竹市中小企業人材育成事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

・ 交付決定額（確定額）円

・ 交付予定日年月日

※交付予定日と異なる日に入金する場合があります。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

大 竹 市 長

大竹市中小企業人材育成事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請書兼請求書の提出のあった大竹市中小企業人材育成事業助成金については、次の理由により不交付に決定したので、大竹市中小企業人材育成事業助成金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。